国保運営方針の改定等に向けたガイドラインの見直しの方向性(ポイント)

参考5 R2.2.18(厚生労働省主催) 全国国保主管課長会議資料抜粋

- 都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、都道府県内の統一的な運営方針として国保運営方針 を策定しており、令和2年度末に向けて、市町村と協議しつつ改定(又は中間見直し)を検討。
- 平成30年度改革が現在概ね順調に実施されていることを踏まえ、今後は国保の都道府県単位化の趣旨の深化を一層図る ことが重要であり、都道府県における検討に資するよう、国のガイドラインについて所要の見直しを実施予定。

国保運営方針策定要領

(法定外繰入等の解消を含めた財政運営の健全化)

- 法定外繰入等の計画的・段階的な解消の観点から、解消期限や解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた赤字解消計画の策定・ 実行の推進、市町村ごとの見える化を追記
- 将来の歳出見込みも見据えた財政運営の観点から、<u>決算剰余金等の</u> 留保財源の基金への積立てを追記

(都道府県内保険料水準の統一)

○ 保険料水準の統一について、<u>都道府県において将来的に目指すことを</u>明確化し、そのための市町村との具体的な議論の実施を追記

(重症化予防や一体的実施を始めとする医療費適正化等)

- 健保法等改正(R2.4施行)や保険者努力支援制度の抜本的な強化 (R2年度)を踏まえ、<u>都道府県の保健事業支援</u>や、<u>市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</u>を追記
- 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の改定(H31.4)等を踏まえ、 都道府県を中心とした**重症化予防の取組の推進**を追記
- このほか、第2期データヘルス計画(令和2年度中間評価・見直し)との 整合性の確保や、保険者協議会の活用を追記

納付金算定等ガイドライン

(保険者努力支援制度の抜本的な強化)

- 保険者努力支援制度の抜本的な強化(「事業費」として交付する部分を 設け、「事業費に連動」して配分する部分と合わせて交付)に伴い、
- 「事業費部分」については、納付金の軽減財源から控除すること、
- ・「事業費連動部分」については、当年度の保険給付費等交付金に充当 し、結果として生じる剰余金を翌年度以降の調整財源に活用すること をそれぞれ追記

(安定的な財政運営)

○ 決算剰余金について、納付金の減算に加え、<u>基金積立ても可能</u>である ことを明記

(都道府県内保険料水準の統一)

○ 保険料水準の統一について、**都道府県において将来的に目指すこと** を明確化

交付金ガイドライン

(保険者努力支援制度の抜本的な強化)

○ 保険者努力支援制度(予防・健康づくり支援に係る部分)について、 「事業費部分」と「事業費連動部分」の交付方法等をそれぞれ追記